

トリニティー訴訟と訴訟上の和解に関する Q&A

目次

2009. 3. 4 版

Q 1 トリニティー訴訟ってなんですか？

Q 2 消費者団体訴訟ってなんですか？

Q 3 訴訟上の和解ってなんですか？

Q 4 トリニティー訴訟の和解の内容を教えてください。

Q 5 和解が成立して不当な勧誘行為が行われないはずなのに、おかしな勧誘を受けてトリニティーの受講契約をしてしまいました。どうしたら良いですか？

Q 6 2009年3月4日以降に、和解条項で指摘されているのと同じような勧誘を受けたので、FORTRESS,JAPANと取消や解約の交渉をしましたがうまくいきません。どうしたらよいですか？

Q 7 2009年3月4日以前に和解条項で指摘されているのと同じような勧誘を受けて、トリニティーの受講契約をしました。和解条項は使えるのですか？

Q 8 和解条項に指摘されているのはニュアンスが違うのですが、FORTRESS,JAPANから受けた勧誘行為に疑問があります。どうしたらよいですか。

Q 9 和解条項によれば、FORTRESS,JAPAN がKC'sに違約金を支払う場合があるようですが、それはどんな場合ですか。また、KC'sに支払われた違約金はどうなるのですか？

Q 10 和解条項第2項①～③のような勧誘を受けてトリニティーの受講契約をしました。どうしたらよいですか？

Q 11 消費者契約法の取消権って、なんですか？取消をするとどうなるのですか？

Q 1 トリニティー訴訟ってなんですか？

A 1 適格消費者団体である消費者支援機構関西（KC's）が、英会話教室グローバルトリニティーを運営する株式会社 FORTRESS,JAPAN に対して、不当勧誘行為の差し止めを求めて提起した消費者団体訴訟です。このたび、訴訟上の和解が成立して決着しました。

Q 2 消費者団体訴訟ってなんですか？

A 2 内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体が、消費者の利益のために、団体が訴訟当事者となってする訴訟です。現行制度では、将来に向かって消費者被害が発生・拡大するおそれがある場合に、そのような被害を引き起こす事業者の行為を差し止めるために適格消費者団体が訴訟を起こすことができます。

Q 3 訴訟上の和解ってなんですか？

A 3 訴訟の当事者が互いに譲歩して合意をすることです。合意内容は和解条項にまとめられます。和解条項には、確定した判決と同じ効力があります。トリニティー訴訟では、原告の KC's と被告の FORTRESS,JAPAN との間で合意ができ、2009年3月4日に訴訟上の和解が成立しました。

Q 4 トリニティー訴訟の和解の内容を教えてください。

A 4 和解条項の概要は、以下のとおりです。詳しくは、[和解条項全文](#)をご覧ください。また、和解の内容をイラストで分かりやすく解説したチラシ（後日にリンクアップの予定）を作りましたので、こちらをご覧ください。

【和解の概要】

(1) FORTRESS,JAPAN は、

- ①消費者が勧誘場所から退去することを妨害する行為
- ②レッスン開講日時等の選択に関する不実告知
- ③レッスン開講日時等に関する不利益事実の不告知
- ④迷惑をおぼえさせるような勧誘
- ⑤威迫的な勧誘
- ⑥判断力不足に乗じる勧誘
- ⑦財産の状況に照らし適合性のない者への勧誘

という7類型の法違反行為を過去に行っていたことを認める。

(2) FORTRESS,JAPAN は、2009年3月4日以降①～⑦の行為をしない。

(3) FORTRESS,JAPAN は今後①～③の行為により消費者と契約をした場合には、当該消費者からの取消の要求に応じ、消費者から受領した金員の全額を消費者に返還する。

(4) FORTRESS,JAPAN は今後④～⑦の行為により消費者と契約をした場合には、当該消費者からの解約その他の申出に誠実に対応する。

(5) FORTRESS,JAPAN が、今後①～③の行為をした時は、KC's に対して違約金（不当勧誘をした消費者一人あたり50万円）を支払う。

(6) FORTRESS,JAPAN はその従業員らに①～⑦の行為をしてはならないことを周知徹底する。

(7) FORTRESS,JAPAN は、3ヶ月以内に、KC's に対し、従業員に対する周知徹底措置の実行状況を報告する。

(8) FORTRESS,JAPAN は、消費者に対し、本件和解が成立したことについて言及する場合は、本件和解条項全文を示すか、もしくは、KC's のホームページのURLを示すことにより、消費者が本件和解条項の内容を知り得る機会を確保する。

Q 5 和解が成立して不当な勧誘行為が行われないはずなのに、おかしい勧誘を受けて

トリニティーの受講契約をしてしまいました。どうしたら良いですか？

A5 まず始めに、あなたがおかしいと思った勧誘を受けた時期と、内容を確認して下さい。**FORTRESS,JAPAN** は、**KC's** に対して、2009年3月4日に和解が成立した後は、以前のような不当勧誘行為を行わないと約束していますので、あなたが、2009年3月4日以降に、和解条項にあるのと同じような不当勧誘を受けたのであれば、**FORTRESS,JAPAN** は **KC's** との和解内容に反したことになります。まずは、あなたが受けた不当勧誘の内容に応じて、和解条項を活用して、契約の取消や解約交渉をして下さい。**KC's** にお問い合わせいただければ、和解条項の活用方法等についてアドバイスさせていただきます。ご自身で対応が困難な場合は、お近くの消費生活センターに相談されると良いでしょう。

また、ご自身で和解条項を活用して被害回復に成功された方も、是非、**KC's** にその旨ご一報下さい。**KC's** は皆さんからの情報に基づいて、**FORTRESS,JAPAN** に不当勧誘の是正を申し入れ、あるいは違約金を請求して、あなたと同じような被害を受ける消費者を無くすための活動につなげていきます。あなたの情報提供が、更なる被害の拡大を防ぐためにたいへん重要です。

Q6 2009年3月4日以降に、和解条項で指摘されているのと同じような勧誘を受けたので、FORTRESS,JAPANと取消や解約の交渉をしましたがうまくいきません。どうしたらよいですか？

A6 **KC's** にご連絡下さい。今回の和解で、**FORTRESS,JAPAN** は、**KC's** に対して、今後7つの不当勧誘をした場合、勧誘内容に応じて消費者に適切に対応すると約束しています。したがって、あなたが受けた勧誘が和解条項で指摘されているものと同じであると判断できるものである場合、**KC's** から、**FORTRESS,JAPAN** に対して、約束どおり消費者に対して適切な対応をするように求めます。

Q7 2009年3月4日以前に和解条項で指摘されているのと同じような勧誘を受けて、トリニティーの受講契約をしました。和解条項は使えるのですか？

A7 今回の和解成立以前に同様の不当勧誘を受けて契約をした場合については、本件和解は直接なにも言及していません。これは、現行の消費者団体訴訟制度では、適格消費者団体には、事業者の不当行為を将来に向かって差し止める権限しかないためです。

しかし、**FORTRESS,JAPAN** は本件和解のなかで、過去において様々な不当勧誘行為をしていたという事実を認めていますので、あなたが受けた勧誘行為がまさにその過去になされた不当勧誘であるということを主張して、契約の取消や解約の交渉に活用して下さい。

Q8 和解条項に指摘されているのとはニュアンスが違うのですが、FORTRESS,JAPAN

から受けた勧誘行為に疑問があります。どうしたらよいですか。

A 8 和解条項には過去に実際に行われていた不当勧誘行為で、確認できたものが挙げられているだけです。和解条項に指摘がない勧誘行為であっても違法な勧誘となる場合もあります。KC's に情報をお寄せ下さい。KC's は、あなたが疑問を感じた勧誘行為に問題があるか否か、問題がある場合には、FORTRESS,JAPAN に対して新たな差止請求をする必要があるか否か等を検討します。また新たな被害拡大を防止するために情報発信等に務めます。

Q 9 和解条項によれば、FORTRESS,JAPAN がKC'sに違約金を支払う場合があるようですが、それはどんな場合ですか。また、KC'sに支払われた違約金はどうなるのですか？

A 9 2009年3月4日以降に、FORTRESS,JAPANが消費者に対して、①消費者が勧誘場所から退去することを妨害する行為、②レッスン開講日時等の選択に関する不実告知、③レッスン開講日時等に関する不利益事実の不告知（詳しくは、[和解条項全文](#)参照）に該当する不当勧誘をおこなって受講契約をした場合に、FORTRESS,JAPANはKC'sに対して消費者一人につき金50万円の違約金を支払わなければなりません。

KC's に支払われる違約金は、消費者団体が受領する性質のもので、消費者はそれとは別に、金銭の返還を求めることができます。違約金をKC's から消費者に交付することはありません。KC's は適格消費者団体として今後、さらに消費者団体訴訟制度を活用していくための資金として利用する予定です。

但し、KC's が FORTRESS,JAPAN から違約金を受領する場合とは、FORTRESS,JAPAN が特定の消費者に対して消費者契約法に違反する不当勧誘をしたことが明らかになった場合です。したがって、直接不当勧誘を受けた被害者である当該消費者自身は、消費者契約法に基づいて受講契約を取り消し、自身がFORTRESS,JAPAN に支払った金銭の返還を求めることができます。

Q 10 和解条項第2項①～③のような勧誘を受けてトリニティーの受講契約をしました。どうしたらよいですか？

A 10 6ヶ月以内であれば、消費者契約法の取消権を行使することができます。2009年3月4日以前に契約した場合でも、契約当事者であるあなた自身が、取消権を行使することは可能です。但し、本件和解以前の勧誘行為については、KC's から、FORTRESS,JAPAN に対して、本件和解に基づいて働きかけることはできません。

Q 11 消費者契約法の取消権って、なんですか？取消をするとどうなるのですか？

A 11 消費者契約法は、消費者が事業者から不当な勧誘を受けて事業者と契約をする事になった場合、消費者がそのような契約に束縛されることのないように取消権を行使できると定めています（消費者契約法4条）。取消権とは、分かりやすく言うと、

消費者が過去に事業者に対して、一旦は「契約をする」と言ったけれどもそれを言わなかったことにできる権利です。

取消権を行使すると、契約は成立しなかったこととなります。ですから、取消権を行使すれば、消費者は契約に基づいて既に事業者を支払ったお金（代金）は事業者から返してもらえることになり、もしまだ代金を支払っていないのであれば、支払いを断ることができる、ということになります。

但し、契約に基づいて既に事業者から受け取ったものや利益がある場合は、それらは事業者に返還しなければなりません。取消権を行使することは、契約が無かったのと同じ状態にすることですので、契約があるという前提で受け取ったものをそのままにしておくわけにはいかないからです。これを不当利得の返還といいます。具体的には、受領したものの自体を返還する場合と、利益相当額を金銭で支払う場合があります。

☆ Q & A にないご質問や、Q & A が不十分で分かりづらい点等がありましたら、ぜひ、KC' s にご一報下さい。皆様の疑問点にあわせて適宜 Q & A をバージョンアップしていきたいと考えております。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

☆ その他、本件に関し、ご意見・ご質問等ございましたら、ぜひ KC' s にご連絡下さい。今後の活動に活かし、消費者の利益を守るためのより良い活動につなげていきます。